

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【公表番号】特表2016-519961(P2016-519961A)

【公表日】平成28年7月11日(2016.7.11)

【年通号数】公開・登録公報2016-041

【出願番号】特願2016-511732(P2016-511732)

【国際特許分類】

A 6 1 N	1/18	(2006.01)
A 6 1 F	13/00	(2006.01)
A 6 1 K	41/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 L	15/16	(2006.01)
A 6 1 F	13/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 N	1/18	
A 6 1 F	13/00	3 0 1 Z
A 6 1 K	41/00	
A 6 1 P	17/02	
A 6 1 L	15/16	1 0 0
A 6 1 F	13/02	3 4 5

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月29日(2016.11.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0177

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0177】

ここで開示されている特定の実施形態は、更にconsisting of 又はconsisting essentially ofの言葉を使用して請求項中で限定されてもよい。出願時か補正によって追加された場合のいずれでも請求項で用いられた場合、移行語である"consisting of"は、請求項で特定されていない全ての要素、ステップ又は材料を排除する。移行語である"consisting essentially of"は、請求項の範囲を、特定された材料又はステップと、基本的及び新規な特徴に物質的に影響しないものと、に限定する。そのようにクレームされた本開示の実施形態は、本質的に又は明示的に説明されており、ここで利用可能である。

[付記]

[付記1]

少なくとも1つの低レベル電場(LLEF)又は低レベル微電流(LLMC)を生成することが可能な生体適合性電極を備える基体を備え、
前記基体は少なくとも1つの不連続領域を備える、
ことを特徴とする創傷被覆材。

[付記2]

前記生体適合性電極は、第1の導電性材料から形成されたマイクロセルのパターンを備える第1のアレイと、第2の導電性材料から形成されたマイクロセルのパターンを備える前記第2のアレイと、を備える、
ことを特徴とする付記1に記載の被覆材。

[付記3]

前記第1の導電性材料と前記第2の導電性材料は、同じ材料を備える、
ことを特徴とする付記2に記載の被覆材。

[付記4]

前記第1及び第2のアレイは、それぞれ個別の回路を備える、
ことを特徴とする付記3に記載の被覆材。

[付記5]

電源を更に備える、
ことを特徴とする付記4に記載の被覆材。

[付記6]

前記第1のアレイ及び前記第2のアレイは、自発的にLLFを生成する、
ことを特徴とする付記2に記載の被覆材。

[付記7]

前記第1のアレイ及び前記第2のアレイは、前記アレイ同士が電気的に接続された場合に、自発的にLLMを生成する、
ことを特徴とする付記6に記載の被覆材。

[付記8]

前記LLFは、0.05から5ボルトの間である、
ことを特徴とする付記6に記載の被覆材。

[付記9]

前記LLFは、0.1から5ボルトの間である、
ことを特徴とする付記8に記載の被覆材。

[付記10]

前記LLFは、1.0から5ボルトの間である、
ことを特徴とする付記8に記載の被覆材。

[付記11]

前記基体は柔軟性材料を備える、
ことを特徴とする付記1に記載の被覆材。

[付記12]

前記LLMは、1から200マイクロアンペアの間である、
ことを特徴とする付記7に記載の被覆材。

[付記13]

前記LLMは、1から100マイクロアンペアの間である、
ことを特徴とする付記13に記載の被覆材。

[付記14]

前記LLMは、100から200マイクロアンペアの間である、
ことを特徴とする付記13に記載の被覆材。

[付記15]

前記LLMは、150から200マイクロアンペアの間である、
ことを特徴とする付記13に記載の被覆材。

[付記16]

少なくとも1つの軸に沿って拡張可能な創傷管理システムであって、
そのような創傷管理システムは、生体適合性マイクロセルのマルチアレイマトリクスを
その表面に備える柔軟性の被覆材料を備え、
そのようなマトリクスは、第1の導電性材料から形成されたマイクロセルのパターンを
形成する第1のアレイと、第2の導電性材料から形成されたマイクロセルのパターンを形
成する第2のアレイであって、そのような導電性材料は、前記第1のアレイの金属種とと
もに少なくとも1つの電場を自発的に生成するための少なくとも1つのボルタ電池を定義
可能である、第2のアレイと、を備え、
当該創傷管理システムは、更に少なくとも1つの不連続領域を備える、
ことを特徴とする創傷管理システム。

【付記 17】

前記少なくとも1つの不連続領域が、少なくとも1つのスロットを備える、
ことを特徴とする付記16に記載の創傷管理システム。

【付記 18】

2つ以上のスロットを備える、
ことを特徴とする付記16に記載の創傷管理システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

少なくとも1つの低レベル電場(LLL-E)又は低レベル微電流(LLL-MC)を生成する
ことが可能な生体適合性電極を備える基体を備える創傷被覆材であって、
前記基体は、少なくとも1つの長軸を備える少なくとも1つの不連続領域を備え、
当該創傷被覆材が、前記長軸に対して垂直に拡張可能である、
ことを特徴とする創傷被覆材。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項13

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項13】

前記LLL-MCは、1から100マイクロアンペアの間である、
ことを特徴とする請求項12に記載の被覆材。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項14

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項14】

前記LLL-MCは、100から200マイクロアンペアの間である、
ことを特徴とする請求項12に記載の被覆材。

【手続補正5】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項15

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項15】

前記LLL-MCは、150から200マイクロアンペアの間である、
ことを特徴とする請求項12に記載の被覆材。

【手続補正6】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項16

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項16】

少なくとも1つの軸に沿って拡張可能な創傷管理システムであって、
そのような創傷管理システムは、生体適合性マイクロセルのマルチアレイマトリクスを
その表面に備える柔軟性の被覆材料を備え、

そのようなマトリクスは、第1の導電性材料から形成されたマイクロセルのパターンを形成する第1のアレイと、第2の導電性材料から形成されたマイクロセルのパターンを形成する第2のアレイであって、そのような導電性材料は、前記第1のアレイの金属種とともに少なくとも1つの電場を自発的に生成するための少なくとも1つのボルタ電池を定義可能である、第2のアレイと、を備え、

当該創傷管理システムは、更に少なくとも1つの長軸を備える少なくとも1つの不連続領域を備え、

当該創傷管理システムが、前記長軸に対して垂直に拡張可能である、
ことを特徴とする創傷管理システム。